低濃度過酸化水素ガス発生装置の購入

Purchase of Low-Concentration Hydrogen Peroxide Gas Generator

仕　様　書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
安全管理部　生物資源管理課

1. 件名

低濃度過酸化水素ガス発生装置の購入

2. 目的及び概要

本件は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構千葉地区（以下「当機構」という。）の動物実験施設における病原性微生物のクロスコンタミネーションを抑止して、研究活動に影響を与える動物実験施設の衛生環境を強化する目的で購入する。

3. 納入条件

据付調整後渡し

4. 納入場所

千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構千葉地区
実験動物研究棟　１階（C102）

5. 納入期限

令和９年２月２６日

6. 仕様

低濃度過酸化水素ガス発生装置 1 式に関し、以下の要件を満たすこと。

6-1　装置の外寸は W300×D420×H800(mm) ±10mm であること(ただし D は取手、H は車輪高を含む)。
6-2　装置重量は 30Kg 以下とすること。
6-3　電源は単相 100V　1φ　2W　750VA(MAX)であること。
6-4　装置筐体の外装は、アルミフレームおよび酸化薬剤耐性の樹脂で構成されていること。
6-5　操作タッチパネルを有していること。
6-6　装置には 75φmm の塩化ビニル製、またはそれと同等の配管を接続できること。
6-7　使用する過酸化水素水の濃度は 35%以下であること。
6-8　殺菌に使用する過酸化水素ガスの気相中の濃度は 150ppm 以下であること。
6-9　タッチパネルには工程状況や各部の起動パラメータ・時間（開始・終了・残時間）の情報が表示されること。
6-10　殺菌時間は 4 時間以内とすること。
6-11　乾燥（除湿）またはその再生デバイス、分解装置など発生装置とは異なる消耗デバイスが存在しないこと。
6-12　殺菌のプログラム選択が可能で、複数室（６つ以上)の切換えが可能であること。
6-13　装置は可搬式とし、殺菌対象室などを、コネクタを通じて殺菌できる仕様とし、コネクタとの脱着が容易である仕様とすること。
6-14　殺菌対象室の規模は最大 250 立米程度とする室内とする。

6-15　隣接しない複数室を同時に殺菌する事や、殺菌対象室の規模が発生装置 1 台で対応できない場合は、分配器や子機等のデバイスを増設することで、実施可能とすること。

6-16　増設デバイスは W300×D300×H300(mm)以内で構成され、かつ 10kg 以内の重さで、容易に持ち運ぶことができるものとすること。

7. 提出書類

下記の図書を提出すること。

図書名	提出時期	部数	確認
作業員名簿	契約締結後速やかに	１部	不要
取扱説明書	納入後速やかに	２部	不要
その他当機構が必要とする書類	別途協議	別途協議	別途協議

（提出場所）

当機構　安全管理部　生物資源管理課（実験動物研究棟２階 C202）

8. 検査条件

当機構担当者により、本仕様書に定める作業が実施され不備がないことを確認したこと、また提出図書の完納を確認したことをもって、検査合格とする。

9. 保守・安全管理

(1) 事前に十分な現場調査を行い、綿密かつ無理のない工程を組むこと。

(2) 受注者は当機構が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、当機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行し得る能力を有するものを従事させること。

(3) 受注者は、作業着手前に当機構と安全について十分に打合せを行うこと。また、作業の安全について指摘を受けた場合は、速やかに改善すること。

(4) 受注者は、異常事態等が発生した場合、当機構の指示に従い行動するものとする。また、地震等が発生した場合に備えて避難方法や避難経路を作業者全員に周知すること。

(5) 受注者は、障害時において復旧のために通報を受けてから、48時間以内（土、日、休日を除く）に電話等により障害へ対応できる体制であること。

(6) 使用説明および教育訓練等の説明要員並びに技術支援要員が十分確保されていること。

10. グリーン購入法の推進

本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進に関する法律）に適合する環境物品(事務用品、OA 機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。また、本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

11. その他

(1) 本仕様書に記載なき事項についても、技術上当然必要と認められる項目については、受注者の責任において実施すること。
(2) 当該作業において当機構の物品を毀損しないこと。万一毀損した場合は当機構と協議の
上速やかに受注者の責任において修理、交換かつ又は賠償をすること。
(3) 搬入・据付調整にあたっては、要求者と打合せのうえ実施することし、それらに必要な経費は受注者が負担すること。
(4) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、当機構と協議の上、その決定に従うものとする。
(5) 納入検査確認後１年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。

(要求者)
部課（室）名　　安全管理部 生物資源管理課
氏　　名　　米倉　友昭